

福岡市原子力災害避難計画 修正内容

主な修正項目

- 1 平常時における環境放射線量測定回数の変更
環境モニタリングのデータ蓄積等により、年4回から年2回に変更
- 2 福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)との整合
避難退域時検査及び簡易除染については、「福岡県原子力広域避難計画」に基づき、福岡県により実施
- 3 国の原子力災害対策指針の改正内容の反映

福岡市原子力災害避難計画 修正内容

頁	章節	現行(2018年度版)	2019年度案	修正理由
目次		・水滴除染が必要と想定される区域から避難する住民等の避難退域時検査等実施場所(別表1)	削除	「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁発出)との整合
1	1節	「福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき避難計画を定めるものである。	「福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき 福岡市独自で 避難計画を定めるものである。	計画作成主体の明示
1	第1節 計画策定の趣旨	福岡市は、玄海原子力発電所からの距離が30km以遠であることから、国が定める「原子力災害が発生した場合における緊急防護措置を準備する区域(※1UPZ)」に含まれる区域とされていない。しかしながら、福島第一原子力発電所と同様の事故が万々がーに発生した場合、気象状況によっては、気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団(以下「※2ブルーム」という。)が福岡市に到達することも考えられる。	福岡市は、玄海原子力発電所からの距離が30km以遠であることから、国が定める「原子力災害が発生した場合における緊急防護措置を準備する区域(※1UPZ)」に含まれる区域とされていない。しかしながら、福島第一原子力発電所と同様の事故が万々がーに発生した場合、気象状況によっては、気体状 又は 粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団(以下「※2ブルーム」という。)が福岡市に到達することも考えられる。	原子力災害対策指針(平成30年7月25日全部改正)との整合
4	第5節 避難等に必要な情報の収集及び連絡体制の確保	第5節 避難に必要な情報の収集及び連絡体制の確保(総括部) 対策本部等は、避難を行うための前提となる原子力災害の状況等について、国及び県、並びに※原子力事業者等から情報の収集を行うとともに、関係機関との迅速な連絡体制の確保、情報処理の体制を確立するものとする。	第5節 避難 等 に必要な情報の収集及び連絡体制の確保(総括部) 対策本部等は、避難 等 を行うための前提となる原子力災害の状況等について、国及び県、並びに※原子力事業者等から情報の収集を行うとともに、関係機関との迅速な連絡体制の確保、情報処理の体制を確立するものとする。	文言の整理
4	第6節 緊急時モニタリング等 2 市が実施する緊急時モニタリング	【各局のサーベイメーター配備状況】の表中 3 消防局中央消防署 <u>荒戸出張所 中央区荒戸1-7-13</u>	【各局のサーベイメーター配備状況】の表中 3 消防局中央消防署 中央区 那の津2-5-1	荒戸出張所の廃止に伴う変更
4	第6節 緊急時モニタリング等 2 市が実施する緊急時モニタリング	【各局のサーベイメーター配備状況】の表中 4 福岡市保健環境研究所 <u>中央区地行2-1-34</u>	【各局のサーベイメーター配備状況】の表中 4 福岡市保健環境研究所 中央区地行浜2-1-34	所在地の誤り

福岡市原子力災害避難計画 修正内容

頁	章節	現行(2018年度版)	2019年度案	修正理由
5	第6節 3 市が実施する緊急時モニタリングの実施要領 【福岡市近郊に設置されている主な空間放射線測定場所等】	【福岡市近郊に設置されている主な空間放射線量測定場所等】 9 九州大学箱崎キャンパス	削除	伊都キャンパスへの移転に伴う削除
5	第6節 3 市が実施する緊急時モニタリングの実施要領 【福岡市近郊に設置されている主な空間放射線測定場所等】	【福岡市近郊に設置されている主な空間放射線量測定場所等】 11 中央消防署 <u>荒戸出張所</u>	【福岡市近郊に設置されている主な空間放射線量測定場所等】 11 中央消防署	出張所の廃止に伴う変更
5	第6節 3 市が実施する緊急時モニタリングの実施要領 【福岡市近郊に設置されている主な空間放射線測定場所等】	平常時における環境放射線量測定場所 (年4回実施)	平常時における環境放射線量測定場所 (年2回実施)	平常時モニタリング測定頻度の修正
5	第6節 3 市が実施する緊急時モニタリングの実施要領 【福岡市近郊に設置されている主な空間放射線測定場所等】 【凡例】	○平常時における環境放射線量測定場所 (年4回実施)	○平常時における環境放射線量測定場所 (年2回実施)	平常時モニタリング測定頻度の修正
6	第8節 防護措置等 1 屋内退避	【屋内退避を指示する場合の例示】 ・国からの避難の指示等が行われるまでの間、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合	【屋内退避を指示する場合の例示】 ・国からの避難等 等 の指示等が行われるまでの間、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合	文言の整理

福岡市原子力災害避難計画 修正内容

頁	章節	現行(2018年度版)	2019年度案	修正理由
7	第8節 防護措置等 3 早期防護措置(OIL2)が発出された場合における一時移転の方法	住民等に対しては、「緊急に避難する必要はないこと。」「避難は、1週間程度の期間が指定されるので、その期間内に区域外の避難所等(親戚宅等を含む。)に移転すること。」を分かりやすく説明し、混乱の防止に努めること。	住民等に対しては、「緊急に避難する必要はないこと。」「 一時移転 は、1週間程度の期間が指定されるので、その期間内に区域外の避難所等(親戚宅等を含む。)に 移転 すること。」を分かりやすく説明し、混乱の防止に努めること。	文言の整理
8	第8節 防護措置等 3 早期防護措置(OIL2)が発出された場合における一時移転の方法 (1)③	・一時移転が必要となる区域(原則として校区単位) ・一時移転に伴う避難は、原則として自家用車の乗り合わせによること。 ・自家用車を利用できない住民等が市が準備するバス等を利用する場合の集合場所 ・避難所までの主要な経路 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施場所 ※ 親戚宅等に避難する場合についても、避難退域時検査については必ず受けるように指示 ・避難所(校区等のコミュニティを単位で指定)	・一時移転が必要となる区域(原則として校区単位) ・一時移転は、原則として自家用車の乗り合わせによること。 ・自家用車を利用できない住民等が市等が準備するバス等を利用する場合の集合場所 ・避難所までの主要な経路 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施場所 ※ 親戚宅等に 移転 する場合についても、避難退域時検査については必ず受けるように指示 ・避難所(校区等のコミュニティを単位で指定)	文言の整理
8	第8節 防護措置等 3 早期防護措置(OIL2)が発出された場合における一時移転の方法 (2)②	どうしても前①による避難ができない住民等に対しては、市が準備するバス等で避難所までの輸送を行う。	どうしても前①による 移転 ができない住民等に対しては、市 等 が準備するバス等で避難所までの輸送を行う。	文言の整理
8	第8節 防護措置等 3 早期防護措置(OIL2)が発出された場合における一時移転の方法 (3)	避難所までは、避難に伴う交通渋滞の緩和、住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染を確実に実施するため、事前に経路を指定するものとする。	避難所までは、 一時移転 に伴う交通渋滞の緩和、住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染を確実に実施するため、事前に経路を指定するものとする。	文言の整理
9	第8節 防護措置等 3 早期防護措置(OIL2)が発出された場合における一時移転の方法 (4)	<u>対策本部等は、住民等の放射線による被ばく軽減と放射性物質の汚染拡大の防止を目的として、避難区域外直近で、かつ、避難所までの経路上にある市立の小中学校等を指定して※7 避難退域時検査及び※8 簡易除染を実施する。</u>	※7 避難退域時検査及び※8 簡易除染を実施する については、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」に基づき、県により実施される。	「福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)」との整合
9	第8節 防護措置等 3 早期防護措置(OIL2)が発出された場合における一時移転の方法 (6)	① 離島の住民等は、市営渡船又は漁船等により指定された港に避難するものとし、漁船等が入港する港については、一時移転の指示を行う際にあわせて指示する。 ② 港から避難退域時検査場所及び避難場所までは、 市 がバス等を準備 するものとする。	① 離島の住民等は、市営渡船又は漁船等により指定された港に 移転 するものとし、漁船等が入港する港については、一時移転の指示を行う際にあわせて指示する。 ② 港から避難退域時検査場所及び避難場所までは、市 等 がバス等を準備 するものとする。	文言の整理
9	第8節 防護措置等 3 早期防護措置(OIL2)が発出された場合における一時移転の方法 (7)	① 要配慮者のうち、自力での避難が可能な者については、原則、近隣で乗り合わせのうえ自家用車の使用を促すものとする。 ② 要配慮者のうち、自力での 避難 が困難な者については、地域住民の協力を得て、一時移転を行うものとする。	① 要配慮者のうち、自力での 移転 が可能な者については、原則、近隣で乗り合わせのうえ自家用車の使用を促すものとする。 ② 要配慮者のうち、自力での 移転 が困難な者については、地域住民の協力を得て、一時移転を行うものとする。	文言の整理

福岡市原子力災害避難計画 修正内容

頁	章節	現行(2018年度版)	2019年度案	修正理由
11	10節 避難退域時検査及び簡易除染	対策本部は、放射線による被ばく軽減と放射性物質の汚染拡大の防止を目的として、住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染を次のとおり実施する。 なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施にあたっては、県と実施場所等について協議するとともに、要員等の派遣を要請する。	<u>国により、O I Lに基づく防護措置として、避難又は一時移転を指示された住民等を対象に実施される避難退域時検査及び簡易除染については、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」に基づき、県により実施される。</u> <u>なお、必要に応じて要員の派遣等について協力するものとする。</u>	「福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)」との整合
11	10節 避難退域時検査及び簡易除染	2 実施場所 (2)～(3)	削除	「福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)」との整合
11	10節 避難退域時検査及び簡易除染	2 実施場所 (4) 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所を指定した場合には、すみやかに住民等に周知徹底を図るものとする。	2 実施場所 <u>また、県が避難退域時検査及び簡易除染の実施場所等を指定した場合には、すみやかに住民等に周知徹底を図るものとする。</u> <u>対象者、実施場所等については、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」の規定の通りとする。</u>	「福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)」との整合
11	10節 避難退域時検査及び簡易除染	3 実施要領 避難退域時検査は次のとおり実施する。 なお、詳細については、県が定める実施手順に従うものとし、避難退域時検査の結果、基準値を超える住民等については、県が定める「原子力災害医療マニュアル」に従い、必要な簡易除染等を実施するものとする。	3 実施要領 避難退域時検査は次のとおり実施する。 なお、詳細については、県が定める実施手順に従うものとし、避難退域時検査の結果、基準値を超える住民等については、県が定める「原子力災害医療マニュアル」に従い、 <u>原子力災害拠点病院へ搬送する。</u>	「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁発出)との整合

福岡市原子力災害避難計画 修正内容

頁	章節	現行(2018年度版)	2019年度案	修正理由
11	10節 避難退域時検査及び簡易除染	3 実施要領 避難退域時検査は次のとおり実施する。 なお、詳細については、県が定める実施手順に従うものとし、避難退域時検査の結果、基準値を超える住民等については、県が定める「原子力災害医療マニュアル」に従い、必要な簡易除染等を実施するものとする。 (1) 指定箇所検査 GM サーベイメータを使用して実施する指定箇所（頭部、顔面、手指、掌、靴底）の検査（β線） (2) 甲状腺スクリーニング 指定箇所検査や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に実施する甲状腺のスクリーニング (3) 簡易除染 汚染の度合いが基準を超える場合に実施する脱衣、拭き取り又はシャワー等により、放射性物質の除去を行う簡易除染。 なお、医療機関での処置が必要な住民等については、県が指定する医療機関の受診を指示する。	削除	「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁発出）との整合
13	第13節 避難所の開設及び運営	避難所については、原則として玄海原子力発電所から 50 km圏外に位置する市立の小中学校（別表2）を開設するものとする。これはプルームの移動等により、避難した住民等が当該避難所から、再度、避難を余儀なくされることを防ぐための措置である。	避難所については、原則として玄海原子力発電所から 50 km圏外に位置する市立の小中学校（別表1）を開設するものとする。これはプルームの移動等により、避難した住民等が当該避難所から、再度、避難等を余儀なくされることを防ぐための措置である。	文言の整理
14	第16節 愛玩動物の保護	市は、県及び獣医師会等関係団体と協力し、飼い主と同行避難した愛玩動物について保護を行うとともに、適正飼育の指導やケージの確保を行うなど、避難所の環境悪化の防止と愛玩動物の飼育環境の維持に努めるものとする。	市は、県及び獣医師会等関係団体と協力し、飼い主の避難等 に同行 した愛玩動物について保護を行うとともに、適正飼育の指導やケージの確保を行うなど、避難所の環境悪化の防止と愛玩動物の飼育環境の維持に努めるものとする。	文言の整理
14	水滴除染が必要と想定される区域から避難する住民等の避難退域時検査等実施場所（別表1）		削除	「福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）」との整合
15	玄海原子力発電所から 50 km圏外に位置する避難所一覧（市立小中学校）	（別表2）	（別表1）	文言の整理

福岡市原子力災害避難計画 修正内容

頁	章節	現行(2018年度版)	2019年度案	修正理由
15	玄海原子力発電所から50km圏外に位置する避難所一覧(市立小中学校)(別表2)	番号:11 名称:千早小学校講堂兼体育館 区:東区 所在地:千早3-13-1 電話番号:681-0831 面積(m ²):594 受入人員(3.5m ² /人):169	番号:11 名称:照葉北小学校講堂兼体育館 区:東区 所在地:香椎照葉7-5-1 電話番号:※未定 面積(m ²):848 受入人員(3.5m ² /人):242 ※千早小学校講堂兼体育館以下は、番号を一つ繰り下げ	平成31年4月、照葉北小学校開校による修正
19	【用語の説明】 PAZ(Precautionary Action Zone) (予防的防護措置を準備する区域)	原子力施設から概ね半径 5km 原子力災害が発生した場合、放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域	原子力施設からおおむね半径 5km 原子力災害が発生した場合、放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し、又は最小化するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域	原子力災害対策指針(平成30年7月25日全部改正)との整合
19	【用語の説明】 ※1UPZ(Urgent Protective Action Planning Zone) (緊急防護措置を準備する区域)	原子力施設から概ね半径 30 km 原子力災害が発生した場合、放射線被ばくによる確率的影響を最小限に抑えるため、緊急防護措置を準備する区域	原子力施設からおおむね半径 30 km 原子力災害が発生した場合、放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域	原子力災害対策指針(平成30年7月25日全部改正)との整合
19	【用語の説明】 ※2 プルーム	放射性物質を含んだ気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団で、大気とともに雲のように流れる。	放射性物質を含んだ気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団で、大気とともに雲のように流れる。	原子力災害対策指針(平成30年7月25日全部改正)との整合
19	【用語の説明】 ※3 OIL1	空間放射線量率500μSv/h:地上1mで計測 国が数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施	空間放射線量率500μSv/h:地上1mで計測 国が数時間を目途に区域を特定し、避難を実施	文言の整理
19	用語の説明	避難退域時検査基準 避難時のβ線:40,000cpm超:迅速に除染 1ヶ月後のβ線:13,000cpm超:再除染	避難退域時検査基準 避難時のβ線:40,000cpm超 1ヶ月後のβ線:13,000cpm超	検査基準のみの説明に変更
19	用語の説明	簡易除染 着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワー等の利用により体表面等に付着した放射性物質を除去すること。 人体を除染する場合、放射性物質が付着した衣類を脱ぐことで汚染の90%以上が除去されると言われています。 脱衣でも除染が必要な場合には、頭髮は洗髪によって、皮膚(開放創が無い場合)は拭きとりのほか、汚染の程度によっては界面活性剤や油脂を使って拭き取ります。	簡易除染 着替え、拭き取り等の利用により体表面等に付着した放射性物質を除去すること。 人体を除染する場合、放射性物質が付着した衣類を脱ぐことで汚染の90%以上が除去されると言われています。	簡易除染で実施しないものを削除

福岡市原子力災害避難計画 修正内容

頁	章節	現行(2018年度版)	2019年度案	修正理由
20	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 警戒事態を判断するEAL ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 警戒事態を判断するEAL ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 <“いつ”のルビを追加>	原子力災害対策指針(平成30年7月25日全部改正)との整合
20	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 施設敷地緊急事態を判断するEAL ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 施設敷地緊急事態を判断するEAL ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 <“いつ”のルビを追加>	原子力災害対策指針(平成30年7月25日全部改正)との整合
22	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	3. 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	5. 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの	原子力災害対策指針(平成30年7月25日全部改正)との整合
23	表3 OILと防護措置について	※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。	※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。	原子力災害対策指針(平成30年7月25日全部改正)との整合